

定期報告対象建築物

用途	規模		報告時期	
(1) 学校(幼稚園、専修学校及び各種学校を除く)	市	①当該用途の床面積が 500 ㎡を超えるもの	令和暦 偶数年度の 8月1日 から 11月30日 まで	
(2) 病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る)	国	①当該用途(100 ㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が 300 ㎡以上のもの ③当該用途(100 ㎡超の部分)が地階にあるもの		
	市	④当該用途の床面積が 300 ㎡を超えるもの		
(3) 公会堂、集会場	国	①当該用途(100 ㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積(客席部分)が 200 ㎡以上のもの ③当該用途(100 ㎡超の部分)が地階にあるもの		
	市	④当該用途の床面積(客席部分)が 300 ㎡を超えるもの		
(4) 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	国	①当該用途(100 ㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が 500 ㎡以上のもの ③当該用途の床面積が 3,000 ㎡以上のもの ④当該用途(100 ㎡超の部分)が地階にあるもの		
	市	⑤当該用途の床面積が 500 ㎡を超えるもの		
(5) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店	国	①当該用途(100 ㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が 500 ㎡以上のもの ③当該用途の床面積が 3,000 ㎡以上のもの ④当該用途(100 ㎡超の部分)が地階にあるもの		
	市	⑤当該用途の床面積が 500 ㎡を超えるもの ⑥階数が3以上で地階若しくは3階以上の階にある当該用途の床面積の合計がそれぞれ 100 ㎡を超えるもの		
(6) 旅館、ホテル、簡易宿所	国	①当該用途(100 ㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が 300 ㎡以上のもの ③当該用途(100 ㎡超の部分)が地階にあるもの		当該用途 の床面積 が 500 ㎡ 以下のも のに限る
	市	④当該用途が3階以上の階にあるもの ⑤当該用途の床面積が 300 ㎡を超え、かつ、階数が2以上のもの		
(7) 旅館、ホテル、簡易宿所	国	①当該用途(100 ㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が 300 ㎡以上のもの ③当該用途(100 ㎡超の部分)が地階にあるもの ④当該用途が3階以上の階にあるもの		当該用途 の床面積 が 500 ㎡ を超える ものに限 る
	市	⑤当該用途の床面積が 300 ㎡を超え、かつ、階数が2以上のもの		
(8) 劇場、映画館、演芸場	国	①当該用途(100 ㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積(客席部分)が 200 ㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④当該用途(100 ㎡超の部分)が地階にあるもの		
	市	⑤当該用途の床面積(客席部分)が 200 ㎡を超えるもの		
(9) 政令第 19 条第 1 項の児童福祉施設等(通所施設その他これに類するものを除く)	市	①当該用途の床面積が 300 ㎡を超えるもの	令和暦 奇数年度の 8月1日 から 11月30日 まで	
(10) 観覧場	国	①当該用途(100 ㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積(客席部分)が 200 ㎡以上のもの ③当該用途(100 ㎡超の部分)が地階にあるもの		
	市	④当該用途の床面積(客席部分)が 1,500 ㎡を超えるもの		
(11) ボーリング場	国	①当該用途(100 ㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積が 2,000 ㎡以上のもの		
	市	③当該用途の床面積が 2,000 ㎡を超えるもの		
(12) 平成 28 年国土交通省告示第 240 号第 1 第 2 項に定める高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途の建築物	国	①当該用途(100 ㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が 300 ㎡以上のもの ③当該用途(100 ㎡超の部分)が地階にあるもの		
(13) 体育館(学校に附属しないもの)、博物館、美術館、図書館、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	国	①当該用途(100 ㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積が 2,000 ㎡以上のもの		
(14) 展示場、待合	国	①当該用途(100 ㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積が 500 ㎡以上のもの ③当該用途の床面積が 3,000 ㎡以上のもの ④当該用途(100 ㎡超の部分)が地階にあるもの		

※『国』: 建築基準法施行令により指定するもの、『市』: 静岡市建築基準法施行細則により指定するもの

※『国』と記載のある欄は該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

## 定期報告対象建築設備等

種 別	政令による指定の対象	市の追加指定の対象	報告時期
換気設備		「定期報告対象建築物」に設けられるもの	毎年 8月1日 から 11月30日 まで
排煙設備		「定期報告対象建築物」に設けられるもの	
非常用の照明装置		「定期報告対象建築物」に設けられるもの	
防火設備 (随時閉鎖式に限る)	①「定期報告対象建築物」のうち、政令による指定の規模等に該当する建築物に設けられるもの  ②以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡を超える建築物に設けられるもの ・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る) ・平成28年国土交通省告示第240号第1第2項に定める高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途の建築物	「定期報告対象建築物」のうち、市の追加指定の規模等に該当する建築物に設けられるもの	
エレベーター	全て※1、※2		毎年検査済証の交付を受けた日に 応答する日の 前後30日 まで
エスカレーター	全て※1		
小荷物専用昇降機	フロアタイプ※1	テーブルタイプ※1	
観光用エレベーター	全て		
観光用エスカレーター	全て		
遊戯施設	全て		

※1 住戸内のみを昇降するものを除く。

※2 労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーター(労働基準法別表第1第1号から第5号に掲げる工場等に設置されているもののうち一般公衆の用に供されていないもの。)のうち、同令第12条第1項第6号に該当するもの(積載荷重が1トン以上のもの。)を除く。